第10回 所有権(9):動産所有権移転の対抗と即時取得

2009/11/09

松岡 久和

【動産所有権移転と対抗要件】(87-89, E79-83)

Case10-01 ① X は A から古書甲を30万円で買う契約を結んだが、現金の持ち合わせがなかったので、翌日代金と引換えに引渡しを受けることを約した。ところが、少し後に Y が現われ、売約済だとしぶる店主 A に35万円支払って甲を買い受け、そのまま持ち帰った。 X は Y に対して、その本の返還を求めることができるか。

② X は A に 700 万円 を貸し付ける際、 A の製造機械甲(時価 1000 万円)の所有権を担保のために譲り受けた。その後、 A に 500 万円の金を貸し付けていた Y が、甲を差し押さえた。 X は Y に対して、甲の所有権を主張することができるか。

1 不動産物権変動との違い

- ・引渡しが対抗要件(178条) 例外 動産債権譲渡特例法:動産譲渡登記
- ・所有権譲渡のみが対象←動産先取特権は非占有、質権は引渡しが成立要件(344条)
- ・「譲渡」=意思表示による所有権移転だけが対象(含、譲渡担保) それ以外の動産所有権移転は引渡しを要せず、占有者からの取得は公信保護問題

2 その他の要件

- (1) 動産
 - ・登記・登録動産:不適用
 - ・不動産の従物:主物の不動産の登記が対抗要件?それとも引渡しも必要? 判例の態度は不明(大判昭8・12・18民12-2854:引渡し不要、大判昭10・1・25新聞3802-12:引渡し必要)
 - ・有価証券:引渡し(場合によっては裏書交付)が効力発生要件、本条不適用
 - ・金銭:「**占有者=所有者」理論**(百77)、本条不適用 参考文献 末川博「貨幣とその所有権」『占有と所有』(1962年、初出1937年) 191頁
- (2) 引渡し
 - ・占有取得方法4種 (182-184条。E81図3-5); **占有改定** (183条) を含む (百60; 動産譲渡担保) ; 観念的で公示性に乏しい→即時取得 (192条) により補完
 - ★占有改定の認定と紛争処理条文の分化(Case10-01①)
- (3) 第三者
 - ・賃借人 (大判大4・4・27民21-590: 肯定) と受寄者 (最判昭29・8・31民8-8-1567: 否定) ←受寄者は請求があり次第返還する義務を負う (662条) から固有の利益がない

|批判||①誰に返還すべきかは重大な利害関係なのでいずれも「第三者」

②誤った権利者への返還は478条で救済されるからいずれも「第三者」でない

【即時取得/善意取得】(89-97, E83-89)

Case10-02 YはAから中古パソコン甲を8万円で買い受け、代金を支払って甲の引渡しを受けた。甲の真の所有者はXであったが、Yはそのような事情を知らなかった。次の場合、XはYからパソコンを取り戻せるか。

- ①Xが甲をAに貸してやっていたり預けていたところAがYに売った場合
- ② X が甲を「代金完済までは X に所有権を留保する」特約のある割賦販売で A に売ったところ、 A が代金を完済する前に甲を Y に売った場合
- ③Xから甲を盗んだAが直後にYに売った場合
- ④Xから盗んだBが中古ショップAに売り、AがYに売った場合

1 制度趣旨と規定の構造

・動産に関する公信の原則:取引の安全の保護

←Hand wahre Handなど追及効制限+時効取得(即時時効!)

・規定の構造

·原則 無権利の法理ないし承継取得原則 (不文)

例外 192条:平穏・公然・善意・無過失の占有取得者を保護。

例外の例外 193条:盗品・遺失物の被害者は2年間取戻可能

└例外の例外の例外 194条:競売・公の市場で同種物を販売する商人から善意・無

過失で買い受けた者は、物は返還しなければならない

が、代金の弁償を受けるまで返還を拒める。

参考 質屋等からは1年間無償で返還請求可能(古物20条、質屋22条)

・権利者の帰責事由(信頼を裏切られた者か否か)と信頼保護の必要性よる段階付け

2 即時取得の要件

- (1) 動産
 - ・立木:不動産の一部で本条不適用 (百66)
 - ・登記・登録動産:原則不適用だが、未登録自動車や登録抹消自動車には適用
 - ・有価証券:善意・無重過失、盗品・遺失物の例外なし(商519条、手16条2項、小21条)
 - ・金銭:「占有者=所有者」理論で保護
- (2) (有効な) 取引行為 一 取得時効との違い
 - ・事実行為のみに基づく占有取得(例:山林の伐採や果実の収取など)には不適用
 - ・契約関係があり、代理権の存在や相手方の行為能力を信じていても、無権代理・行為 無能力取消により無効・効果不帰属であれば、本条による保護なし
 - ・競売による場合も含む
 - ・ 無償行為でも可(判例・通説、もっとも、制度趣旨と不当利得との関係では要再検討)
- (3) (取引行為による) 占有取得
 - ・必要な占有の態様→4で検討
- (4) 平穏・公然・善意・無過失の占有取得
 - ・平穏・公然・善意の推定 (186条1項)、無過失も前主の占有の適法推定 (188条) を介し

て推定(最判昭41・6・9民20-5-1011)→返還請求者に占有者の過失の立証責任

- ・法人は代表者、代理人がいる場合には代理人が基準(最判昭47・11・21民26-9-1657)
- ・基準時は占有取得時。契約時善意でも占有取得時に悪意になればダメ、他方、占有取 得後に悪意になっても問題なし
- (5) 前主の無権利または処分権限の欠如
 - ・積極的な要件ではないが、前主に処分権限があれば承継取得して本条は不要
 - ・所有権者であっても、たとえば自ら設定した工場財団抵当権の及ぶ機械類については、 処分権がなく、即時取得が問題になる(最判昭36・9・15民15-8-2172、工場抵当5条2項)

3 即時取得の効果

・前主(=契約相手方)の無権利ないし無権限という瑕疵の治癒→所有権取得

4 占有改定と即時取得の成否(百66)

Case10-03 Xが所有権留保特約付でAに販売し引き渡した機械甲を、Aは所有権留保特約につき善意・無過失のYに対して売却したが、Yへの甲の引渡しは占有改定の方法で行われ、以後もAが甲を直接占有し、使用していた。Aが借金の返済をできなくなり、次のような事情が生じた場合、XとYの法律関係はどうなるか。

- ①Yが、Xの所有権留保を知り、急いでAから甲の現実の引渡しを受けた場合
- ②Xが、留保所有権に基づいて、甲を引き揚げた場合
- ③Aの債権者Gが甲を差し押さえた場合

	根拠のポイント	基準時	1	2	3
否定説	Xの信頼が裏切られたこ	現実の引	X勝	X勝	Xのみ第三者異議
(判例)	とが現実化していない	渡時			を主張できる
肯定説	Yの信頼の保護こそが重	占有改定	Y勝	Y勝	Yのみ第三者異議
	要。占有改定も引渡し。	時			を主張できる
折衷説	否定説・肯定説とも公平	占有改定	Y勝	X勝	いずれも第三者異
	でない	時			議を主張できる

- ・折衷説は、占有改定でも権利が取得されるがそれは未確定状態だという。
- ・実際には、占有改定が対抗要件となる譲渡担保同士や、所有権留保と譲渡担保の競合が問題になる ことが多い→譲渡担保(第23回講義予定)

【明認方法のよる公示】(97-99, E89-91)

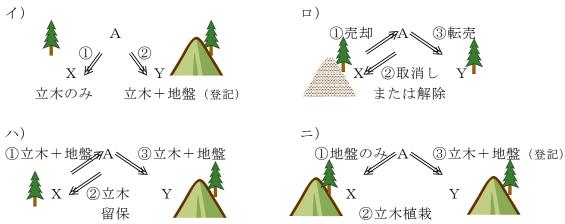
- 1 取引上の要請による立法と慣行の発展
 - ・立木登記(立木法)や地上権設定の不十分さ→明認方法という慣行

2 明認方法

- ・方法-墨書・立て札・縄張りなどによる公示
- ・限界-自然消耗などの場合の対抗力喪失、所有権以外は公示不能

- ・判例は明認方法に登記と同様の効力を肯定(百62)
 - イ) 立木所有権取得 vs 立木+地盤の取得
 - ロ) 立木所有権の復帰
 - ハ) 立木所有権の留保 (立木留保者 vs 立木+地盤取得者)
 - 二)土地の第一譲受人の立木植栽 vs 立木+地盤の第二譲受人
- ・学説は、ロ)~二)につき無権利構成+94条2項類推適用論を支持する見解が有力
- ·明認方法=対抗要件説 vs 明認方法=立木独立要件+対抗要件説





【物権の消滅】(99-102)

・目的物の滅失/消滅時効(所有権を除く)/放棄/混同(179条)